

移住促進賃貸住宅居住支援補助金

黒部市では、若年・子育て世帯の定住について推進するため、賃貸住宅にかかる支援制度を創設し、賃貸住宅にかかる費用の一部を補助します

令和4年4月1日より、制度内容に一部変更があります



◇ 補助対象者・金額

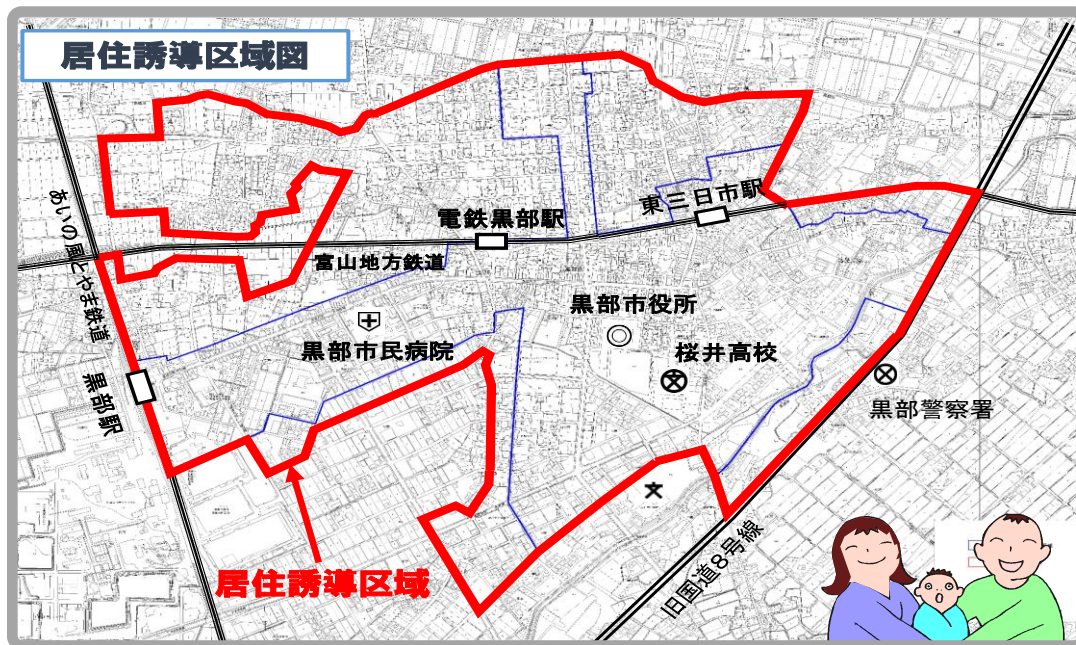
詳細はこちら↑

区分	市外からの転入者		市内転居者 居住誘導区域外 ⇒居住誘導区域
	居住誘導区域	指定なし (居住誘導区域外)	
子育て世帯 (小学生以下の子供のいる世帯)	15,000 円/月	10,000 円/月	5,000 円/月
若年夫婦世帯 (夫婦どちらかが 40 歳未満)			
若年単身世帯 (40 歳未満)	5,000 円/月 (R4.5.1 以降の契約及び転入) 10,000 円/月 (R4.4.30 以前の契約又は転入)		

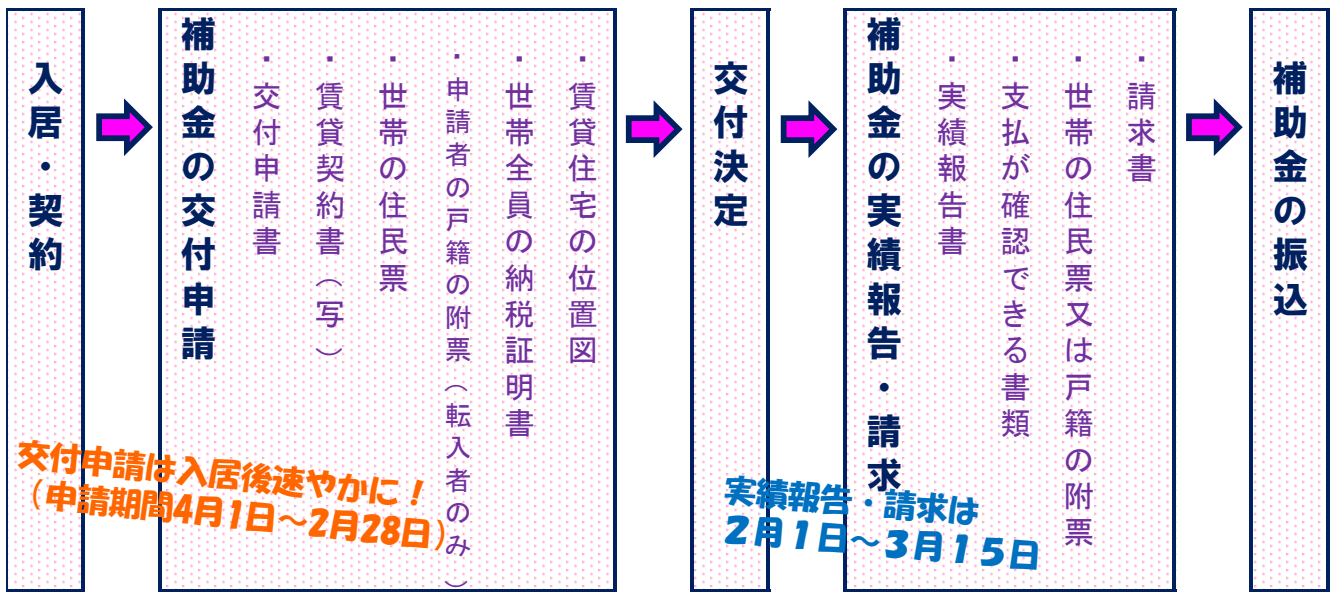
◇ 補助対象期間 24 か月 (入居した日の属する月の翌月から対象)

◇ その他の条件

- ・対象年度の1月1日に市内に住民票があることが条件となります。
- ・交付申請期間は4月1日から2月28日までです。
- ・補助金請求は2月1日から3月15日までに実績報告とあわせて提出してください。
(請求期限を過ぎますと補助金は交付されません。)
- ・平成31年4月1日以降に当該賃貸住宅に居住した方が対象となります。
- ・転入者は市外に1年以上お住まいの方となります。



申請から補助金受領までの流れ



例 子育て世帯の転入者が居住誘導区域内に6月10日から居住した場合

年度\月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	対象期間	補助金額
2023年度				入居	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2023年7月~2024年1月 までの7ヵ月	105千円 (15千円×7ヵ月)
2024年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2024年2月~2025年1月 までの12ヵ月	180千円 (15千円×12ヵ月)
2025年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2025年2月~2025年6月 までの5ヵ月	75千円 (15千円×5ヵ月)
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> — 対象期間 ↑ 補助金請求時期 </div>												計 2023年7月~2025年6月 までの24ヵ月	計 360千円			

※1月1日の市内の居住が条件

その他の注意事項

- ・当該補助金の若年世帯の対象者は、結婚新生活支援補助金との併用はできません。
- ・補助金は、毎年2月1日を起算日として1年ごとに対象月分を一括で交付します。
- ・申請は毎年度必要となります。（2年目以降は一部添付書類を省略できます。）
- ・若年世帯の場合満40歳になる月まで、子育て世帯の場合小学生以下の子供がいる年度までが対象となります。（最大24ヵ月）
- ・社宅・官舎・寮・公営住宅等、家族・親族からの賃貸は対象となりません。
- ・年度の途中で市外に引越し、その年度の1月1日時点で市内に居住していない場合は、対象となりません。
- ・市税等の滞納のある方は対象となりません。
- ・転居や同居人の変更があった場合は速やかに届出てください。（補助金額が変更になる場合があります。）
- ・転入者の方は、転居前の市町村発行の納税証明書を添付してください。

補助対象については必ず申請前にお問い合わせください

お問い合わせ 黒部市 都市創造部 都市計画課 0765-54-2647

要綱や各種様式をダウンロードできます。

クリック

暮らし・手続き

移住・定住

補助金

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金